

証券コード 2789

2023年5月9日

(電子提供措置の開始日 2023年5月2日)

株 主 各 位

宮城県富谷市成田九丁目2番地9

株式会社 カルラ

代表取締役社長 井上善行

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第51期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.re-marumatu.co.jp/tousikajyouhou/index.html>

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「カルラ」又は「コード」に当社証券コード「2789」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月23日(火曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 : 2023年5月24日(水) 午前10時(受付開始 午前9時)

場 所 : 株式会社カルラ本社研修センター

宮城県富谷市成田九丁目2番地9

(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第51期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役6名選任の件
- 第2号議案** 補欠監査役2名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
 4. 株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。

事 業 報 告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2022年3月にまん延防止等重点措置が解除され、長引く新型コロナウイルス感染症の収束に向けた政府や自治体による各種施策の効果もあり、企業活動及び個人消費は緩やかに持ち直してまいりました。一方、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料価格の高騰や、急速な円安が助長する物価高の影響に加え、原油等のエネルギー資源や原材料価格の更なる高騰も懸念され、依然として不透明な状況と厳しい事業環境が見込まれています。

外食産業におきましては、2022年3月のまん延防止等重点措置の解除による行動規制の緩和で、旅行支援等の拡大やインバウンド需要の回復等による消費関連事業での緩やかな回復基調が見られるものの、ウクライナ情勢の長期化等の地政学的リスクや円安の進行によるエネルギー資源や原材料価格の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループでは引き続きお客様の安全・安心の確保を最重点課題として位置づけ、従業員の検温、マスク着用、アルコール消毒・手洗い、飛沫感染防止、換気等を実施することによって感染防止対策を徹底するとともに、Q S C（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上のためにオペレーションの見直しをはじめとした業務効率化、店舗責任者や一般社員、パート・アルバイトまでを対象とした継続的な社内研修を実施し、お客様に選んでいただける店舗作りを当社グループ一丸となって取り組んでまいりました。

また、新規顧客とリピーターの獲得を目指し、2022年9月から毎月1回、チラシ、ポスティングの実施、2022年12月には公式LINEアカウントを開設しての登録者の募集やクーポンの配信、2023年2月にはポイントカード会員向けに土日限定でポイント10倍とする等、販売促進の強化に努めてまいりました。

店舗につきましては、山形県内6店舗目として2022年4月に「まるまつ児童店」を山形県天童市内にオープンいたしました。一方、コロナ禍での不採算店舗として7店舗を閉店し、当連結会計年度末における店舗数は、113店舗となっております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は60億41百万円、営業損失は6百万円、経常利益は14百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は61百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して前提条件に差異が発生しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

収益認識会計基準等の適用による影響について、当連結会計年度の売上高は66百万円減少し、販売費及び一般管理費は56百万円減少しております。これらに伴い、営業損失は10百万円の増加、経常利益は10百万円の減少、税金等調整前当期純損失は10百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は10百万円減少しております。

利益配分に関する基本方針として、当社グループは、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えており、業績に対応した配当を行うことを基本に、企業体質の強化と今後の更なる業容の拡大に備えるための内部留保の充実等を勘案の上決定する方針であります。

当社グループは、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を上記方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である旨を定款に定めております。

しかしながら当事業年度においては、厳しい業績となったことにより、2023年2月28日を基準日とする剰余金の配当は誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

また、次期の配当予想に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響、物価高騰による国内経済の動向、及びロシア・ウクライナ情勢による世界情勢の動向が予想できず、当社グループへの影響が依然として不透明なことから、現段階では未定とさせていただきます。今後の決算業績及び事業の概況に鑑み、開示できる状況になりましたら改めて開示することといたします。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、94,000千円で、その主なものは新規に出店した店舗の設備等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの新規出店、既存店舗の改装の目的及び新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に備えた所要資金として、金融機関より長期借入金として合計500百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年3月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社ネットワークサービスを吸収合併し、その権利義務を承継いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	期別			
	第48期 (2020年2月期)	第49期 (2021年2月期)	第50期 (2022年2月期)	第51期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売上高(千円)	7,736,022	5,294,844	5,199,610	6,041,392
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△15,636	△977,774	△448,628	△61,351
1株当たり当期純損失(△)(円)	△2.60	△162.76	△74.68	△10.21
総資産(千円)	5,959,612	5,718,493	5,620,806	5,300,941
純資産(千円)	2,985,536	1,856,460	1,407,520	1,335,416
1株当たり純資産(円)	495.81	307.06	232.82	220.90

② 当社の財産及び損益の状況

項目	期別			
	第48期 (2020年2月期)	第49期 (2021年2月期)	第50期 (2022年2月期)	第51期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高(千円)	7,718,989	5,276,226	5,151,578	6,046,717
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△21,181	△980,005	△459,694	2,203
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.53	△163.13	△76.52	0.37
総資産(千円)	5,822,464	5,572,346	5,449,694	5,273,451
純資産(千円)	2,891,174	1,855,623	1,397,105	1,388,556
1株当たり純資産(円)	480.74	307.61	231.09	229.75

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社亙理ファーム	4,000千円	20.0%	農産物の生産、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が第5類に引き下げられる等の要因により、徐々に回復に向かうことが期待されますが、ロシアのウクライナ侵攻等による地政学的リスク、資源価格の高騰等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くものと想定いたします。

このような状況の下、当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおり、企業価値の向上と収益拡大を実現し、復配を含め、株主様のご期待に一日でも早く応えられるよう努力する所存でございます。

①既存店の収益力向上

当社グループの業績回復のためには、既存店の収益力向上が必要不可欠であり、「おもてなしの心」を当社グループの重点方針と掲げ、飲食業としての基本であるQ・S・C(品質・サービス・清潔さ)の向上を図り、お客様に喜んでいただける店舗作りを行ってまいります。

②仕入れから商品提供までの体制強化

「食」を提供する産業としてHACCPによる衛生管理体制を強化するとともに、より安全性の高い食材の確保に注力し、また、食材の仕入れ価格の高騰に対応して、原価率の安定を図ってまいります。

③生産性の向上、経費削減について

適切な投下労働時間と、作業の単純化による徹底した生産性の向上に取り組み、また家賃の低減や、高騰するエネルギー費に対応して経費削減を行うことで、利益を確保できる体質を構築してまいります。

④財務基盤の強化について

アフターコロナを見据えた店舗維持、開発を行う上で、必要な設備投資資金を安定的に確保するための財務基盤を強化するとともに、金融機関との連携を深め、資金繰りの安定化を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

和風レストラン「まるまつ」のほか、そば処「丸松」、和風料理「寿松庵」、ファミリーダイニング「かに政宗」、丼・定食「らら亭」、とんかつ「かつグルメ」、回転すし店等の経営を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年2月28日現在)

- | | |
|-----------|---|
| ① 本 社 | 宮城県富谷市成田九丁目2番地9 |
| ② 配送センター | 宮城県富谷市成田九丁目2番地8 |
| ③ 工 場 | 宮城県富谷市成田九丁目2番地9 |
| ④ 営 業 店 舗 | 113店（青森県10店、岩手県15店、秋田県8店、宮城県56店、山形県6店、福島県14店、栃木県4店） |

和風ファミリーレストラン「まるまつ」	
西多賀店	宮城／仙台市
幸町店	宮城／仙台市
柳生店	宮城／仙台市
南吉成店	宮城／仙台市
中野店	宮城／仙台市
泉大沢店	宮城／仙台市
新田東店	宮城／仙台市
愛子店	宮城／仙台市
菅竹店	宮城／仙台市
南光台店	宮城／仙台市
岩切店	宮城／仙台市
一番町店	宮城／仙台市
荒井店	宮城／仙台市
若林店	宮城／仙台市
六丁の目店	宮城／仙台市
塩釜店	宮城／塩釜市
鹿島店	宮城／大崎市
古川店	宮城／大崎市
古川駅前店	宮城／大崎市
岩沼店	宮城／岩沼市
城南店	宮城／多賀城市
角田店	宮城／角田市
佐沼店	宮城／登米市
矢本店	宮城／東松島市
築館店	宮城／栗原市
若柳店	宮城／栗原市
利原店	宮城／宮城郡
大河店	宮城／柴田郡
富谷店	宮城／富谷市
成田店	宮城／富谷市
亘理店	宮城／亘理郡
中新田店	宮城／加美郡
気仙沼店	宮城／気仙沼市
吉岡店	宮城／黒川郡
小牛田店	宮城／遠田郡
石巻新橋店	宮城／石巻市
鎌田店	福島／福島市
福島南店	福島／福島市
郡山インター店	福島／郡山市
会津若松店	福島／会津若松市
原町店	福島／南相馬市
いわき泉店	福島／いわき市
いわき鹿島店	福島／いわき市
相馬店	福島／相馬市
須賀川店	福島／須賀川市

和風ファミリーレストラン「まるまつ」	
本宮店	福島／本宮市
猪苗代店	福島／耶麻郡
盛岡西南店	岩手／盛岡市
水沢店	岩手／奥州市
前沢店	岩手／奥州市
北上東店	岩手／北上市
北上店	岩手／北上市
花巻店	岩手／花巻市
遠野店	岩手／遠野市
釜石店	岩手／釜石市
宮古店	岩手／宮古市
一関店	岩手／一関市
紫波店	岩手／紫波郡
金ヶ崎店	岩手／胆沢郡
二戸店	岩手／二戸市
成沢店	山形／山形市
新庄店	山形／新庄市
東根店	山形／東根市
南陽店	山形／南陽市
米沢店	山形／米沢市
天童店	山形／天童市
潟上店	秋田／潟上市
本荘店	秋田／由利本荘市
秋田中央店	秋田／秋田市
大曲店	秋田／大仙市
鷹巣店	秋田／北秋田市
角館店	秋田／仙北市
横手十文字店	秋田／横手市
横手中央店	秋田／横手市
浪岡店	青森／青森市
青森東店	青森／青森市
八戸店	青森／八戸市
八戸西店	青森／八戸市
十和田店	青森／十和田市
イオン七戸店	青森／上北郡
イオン八戸店	青森／八戸市
青森中央店	青森／青森市
三沢店	青森／三沢市
壬生店	栃木／下都賀郡
大田原店	栃木／大田原市
真岡店	栃木／真岡市

和風ファミリーレストラン「まるまつ」	
氏家店	栃木／さくら市
「味のまるまつ」	
白石店	宮城／白石市
美石園店	宮城／名取市
茂庭店	宮城／仙台市
井・定食「らら亭」	
定禅寺通り店	宮城／仙台市
とんかつ「かつグルメ」	
吉成店	宮城／仙台市
泉崎店	宮城／仙台市
利府店	宮城／宮城郡
中野店	宮城／仙台市
そば処「丸松」	
エスパル仙台店	宮城／仙台市
国分町店	宮城／仙台市
空港店	宮城／名取市
エスパル福島店	福島／福島市
十割蕎麦「丸まつ」「丸松」	
石巻店	宮城／石巻市
フェザン盛岡店	岩手／盛岡市
回転すし	
利府店	宮城／宮城郡
その他	
寿松庵空港店	宮城／名取市
寿松庵本店	宮城／富谷市
かに政宗泉店	宮城／仙台市
かに政宗本町店	宮城／仙台市
かに政宗盛岡店	岩手／盛岡市
スターダスト	宮城／仙台市
まるまつ薬天生命パーク店	宮城／仙台市
ビッグスター薬天生命パーク店	宮城／仙台市
あじまし亭青森空港店	青森／青森市
まるまつハイウェイ仙台下り側	福島／福島市
まるまつハイウェイ仙台下り側	福島／福島市

(7) 従業員の状況（2023年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
249 (512) 名	△13 (60) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー数は年間の平均人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
248 (510) 名	△13 (58) 名	45.0歳	12.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー数は年間の平均人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	890,000千円
株式会社七十七銀行	875,000千円
三井住友信託銀行株式会社	250,000千円
株式会社岩手銀行	218,361千円
みやぎ地域価値協創投資事業有限責任組合	200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	181,250千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,021,112株 |
| ③ 株主数 | 6,020名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社アセットシステム	2,131,000株	35.47%
井上純子	339,628株	5.65%
井上啓子	303,580株	5.05%
カルラ従業員持株会	201,054株	3.35%
斎藤京子	88,184株	1.47%
井上善行	78,032株	1.30%
菊池公利	42,294株	0.70%
JPモルガン証券株式会社	39,600株	0.66%
イシイ株式会社	26,000株	0.43%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	24,400株	0.41%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除した発行済株式の総数により算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井上善行	
専務取締役	伊藤真市	管 理 本 部 長
常務取締役	佐藤秀幸	営 繕 ・ 関 連 事 業 本 部 長
取 締 役	菊池公利	商 品 本 部 長
取 締 役	井上純子	商 品 開 発 室 担 当 株式会社アセットシステム 代表取締役社長
取 締 役	花館達	花館公認会計士事務所 所長
取 締 役	齋藤信一	有限会社齋藤経営代表取締役
取 締 役	関昌弘	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事
常勤監査役	白石廣行	
監 査 役	永山勝教	
監 査 役	服部耕三	勅使河原協同法律事務所 弁護士 株式会社バイタルネット 社外監査役 株式会社サトー商会 取締役監査等委員 服部コーヒーフーズ株式会社 社外監査役
監 査 役	中田孝司	勅使河原協同法律事務所 弁護士 株式会社バイタルネット 社外監査役 宮城県行政不服審査会 委員 仙台市精神医療審査会 委員 仙台弁護士会 庶務委員長

- (注) 1. 取締役花館達氏、取締役齋藤信一氏及び取締役関昌弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役花館達氏、取締役関昌弘氏及び監査役中田孝司氏を東京証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。
3. 監査役永山勝教氏及び監査役中田孝司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 2022年11月1日付で、常務取締役佐藤秀幸氏は営業本部長から営繕・関連事業本部長に就任いたしました。
5. 2022年5月31日をもって、服部耕三氏は監査役（社外監査役及び独立役員）を辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	61,110千円 (3,090千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	7,972千円 (4,372千円)
合 計	13名 (6名)	69,082千円 (7,462千円)

- (注) 1. 上表には、2022年5月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び2022年5月31日をもって辞任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役のうち、使用人兼務取締役に該当するものではありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2005年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役3名)です。
5. 取締役の報酬については、当該報酬限度額の範囲内で、取締役に關する社会的動向、当社の業績、社員給与とのバランス等を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じた額を支給することを原則とし、取締役会で委任を受けた代表取締役社長井上善行氏に一任して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。この際、取締役会においては、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、社外役員の見解を聴取し、当社の役員報酬制度のあり方等について検討を行っております。当社の取締役の報酬については固定報酬のみで、取締役に報酬を与える時期は、月次であります。
- 以上のような取締役の個人別の報酬等の決定方針については、取締役会で決定しております。
- また、その際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についても、当該方針に基づいて支給されていることを取締役会で確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 先 ・ 兼 職 の 内 容
取締役 花 館 達	花 館 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長
取締役 齋 藤 信 一	有 限 会 社 齋 藤 経 営 代 表 取 締 役
取締役 関 昌 弘	株 式 会 社 エ グ セ ク テ ィ ブ ・ パ ー ト ナ ー ズ 理 事
監査役 永 山 勝 教	
監査役 服 部 耕 三	勅 使 河 原 協 同 法 律 事 務 所 弁 護 士 役 員 株 式 会 社 バ イ タ ル ネ ッ ト 社 外 監 査 委 員 株 式 会 社 サ ト ー 商 会 取 締 役 監 査 等 委 員 服 部 コ ー ヒ ー フ ー ズ 株 式 会 社 社 外 監 査
監査役 中 田 孝 司	勅 使 河 原 協 同 法 律 事 務 所 弁 護 士 役 員 株 式 会 社 バ イ タ ル ネ ッ ト 社 外 監 査 宮 城 県 行 政 不 服 審 査 会 委 員 仙 台 市 精 神 医 療 審 査 会 委 員 仙 台 弁 護 士 会 庶 務 委 員 長

- (注) 1. 当社と花館公認会計士事務所との間では取引はございません。
 2. 当社と有限会社齋藤経営との間では取引はございません。
 3. 当社と株式会社エグゼクティブ・パートナーズとの間では取引はございません。
 4. 当社と勅使河原協同法律事務所との間では取引はございません。
 5. 当社と株式会社バイタルネットとの間では取引はございません。
 6. 当社と株式会社サトー商会との間では取引はございません。
 7. 当社と服部コーヒーフーズ株式会社との間では商品購入等の取引がございます。
 8. 当社と宮城県行政不服審査会との間では取引はございません。
 9. 当社と仙台市精神医療審査会との間では取引はございません。
 10. 当社と仙台弁護士会との間では取引はございません。
 11. 2022年5月31日をもって、服部耕三氏は監査役（社外監査役及び独立役員）を辞任いたしました

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 花 館 達	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、社外取締役として、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
取締役 齋 藤 信 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、社外取締役として、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
取締役 関 昌 弘	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、社外取締役として、金融・証券に関する豊富な知識と経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
監査役 永 山 勝 教	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会15回のうち15回に出席し、取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、金融・経営に関する豊富な知識と経験に基づいた発言を行っております。また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役、業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
監査役 服 部 耕 三	社外監査役退任前に開催された取締役会6回のうち5回、監査役会5回のうち4回に出席し、取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての豊富な知識と経験に基づいた発言を行っております。また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役、業務執行役員との意見交換の場において、有益な意見具申を行っております。
監査役 中 田 孝 司	社外監査役就任後に開催された取締役会8回のうち7回、監査役会9回のうち9回に出席し、取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての豊富な知識と経験に基づいた発言を行っております。また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役、業務執行役員との意見交換の場において、有益な意見具申を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,050千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正性を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念である「飲食を通じての社会貢献」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行う。

監査役及び内部監査部門は連携し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に定める方法により、本部及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査する。また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、内部通報制度により、それを告発しても、当該使用人に対して不利益な扱いをしない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害・食中毒・犯罪・システム障害に係るリスクについて、想定する事態毎にその対応と体制を「災害時緊急対応マニュアル」に定め、リスクの発生に備える。

監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

3事業年度を期間とする中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標を設定し、各部門を担当する取締役は、その実施すべき具体的な施策及び権限を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。各部門長は、職務分掌及び権限を定めた社内規程に基づき、効率的な職務の執行を行う。内部監査部門は業務の監査を行い、内部統制の有効性と妥当性を検証する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。コンプライアンス委員会及びリスクに関する規程により、当社グループ全体のリスクの把握、管理及び法令違反行為、不正行為の監視等を行う。内部監査部門は、当社グループが効率的な業務遂行を行っているかどうか監視を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役より意見を求めることができる。当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。また、内部監査の結果について、内部監査部門から直接報告を受けることができる。監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、公益通報処理規程に準じて取扱い、当該通報者に対する不当な取扱いを禁止する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の支払等を請求したときは担当部門において必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理しなければならない。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役に経営会議をはじめとする社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げないものとする。

(6) 業務の適正を確保するための当期における主な取り組み

① 当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、グループ役員を対象とした研修を定期的を実施しました。

⑤ 情報セキュリティ対策として、文書やデータの管理・廃棄方法の更なる厳格化を図りました。

⑥ 「財務報告に係る内部統制に関する実施計画」に基づき、内部統制評価を実施しました。

⑦ 内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

(7) 反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に関しては、取引先も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な介入等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

[備 考]

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,673,281	流 動 負 債	1,490,865
現金及び預金	1,275,500	買掛金	133,543
売掛金	91,650	短期借入金	87,500
商品及び製品	181,174	一年内返済予定長期借入金	809,235
原材料及び貯蔵品	23,813	未払金	61,240
前払費用	61,574	未払費用	184,749
その他	39,567	未払法人税等	31,436
		未払消費税等	96,568
		預り金	7,703
固 定 資 産	3,627,659	賞与引当金	19,722
有 形 固 定 資 産	2,937,077	資産除去債務	3,743
建物及び構築物	968,523	契約負債	24,952
機械装置及び運搬具	32,337	店舗閉鎖損失引当金	16,332
工具、器具及び備品	62,006	その他	14,137
土地	1,874,209	固 定 負 債	2,474,659
無 形 固 定 資 産	113,102	長期借入金	2,221,526
借地権	95,039	長期預り敷金保証金	70,759
その他	18,063	資産除去債務	156,943
		その他	25,430
投資その他の資産	577,479	負 債 合 計	3,965,524
投資有価証券	283	純 資 産 の 部	
出資金	505	株 主 資 本	1,327,035
長期貸付金	48,138	資本金	50,000
敷金及び保証金	525,796	資本剰余金	1,370,517
長期前払費用	11,165	利益剰余金	△63,867
その他	8,811	自己株式	△29,615
貸倒引当金	△17,219	新 株 予 約 権	8,381
資 産 合 計	5,300,941	純 資 産 合 計	1,335,416
		負債及び純資産合計	5,300,941

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,041,392
売 上 原 価		1,842,165
売 上 総 利 益		4,199,227
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,206,140
営 業 損 失		6,913
営 業 外 収 益		143,143
受 取 利 息	2,432	
協 賛 金 収 入	9,345	
受 取 賃 貸 料 入 益	75,871	
助 成 金 収 入 益	35,547	
そ の 他	19,945	
営 業 外 費 用		121,263
支 払 利 息 用 料 他	36,939	
賃 貸 費	66,323	
支 払 手 数 料 他	14,828	
そ の 他	3,171	
経 常 利 益		14,967
特 別 利 益		50,884
固 定 資 産 売 却 益	41,682	
ポ イ ン ト 失 効 益	8,709	
新 株 予 約 権 戻 入 益	493	
特 別 損 失		99,453
店 舗 閉 鎖 損 失	35,571	
減 損 損 失	61,197	
固 定 資 産 除 却 損 失	22	
そ の 他	2,662	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		33,600
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,214	
法 人 税 等 調 整 額	△7,464	27,750
当 期 純 損 失		61,351
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		61,351

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年3月1日残高	50,000	2,165,215	△786,952	△29,615	1,398,646
会計方針の変更による累積的影響額			△10,260		△10,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	2,165,215	△797,213	△29,615	1,388,386
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補		△794,697	794,697		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△61,351		△61,351
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△794,697	733,346	—	△61,351
2023年2月28日残高	50,000	1,370,517	△63,867	△29,615	1,327,035

	新株予約権	純資産合計
2022年3月1日残高	8,874	1,407,520
会計方針の変更による累積的影響額		△10,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,874	1,397,260
連結会計年度中の変動額		
欠 損 填 補		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△61,351
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△493	△493
連結会計年度中の変動額合計	△493	△61,844
2023年2月28日残高	8,381	1,335,416

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称 1社 株式会社亘理ファーム

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社亘理ファームの決算日は、11月30日であります。連結計算書類の作成にあたりましては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

・製 品：総平均法による原価法によっております。

・商 品：最終仕入原価法による原価法によっております。

・原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

・1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

・1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。

- ・2007年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。

建物以外

- ・2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
- ・2007年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ・2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内の利用可能期間（5年）、借地権（事業用定期借地権）については契約期間にわたり償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金…… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金…… 店舗の閉鎖による損失に備えるため、当連結会計年度末における閉鎖決定店舗の閉店時に発生すると認められる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品販売及び役務提供

店舗における飲食サービスの提供については、顧客にフード及びドリンクを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

また、顧客に対し飲食代金に応じてポイントを付与しており、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

①収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

純額による収益認識

クーポン等の利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

自社ポイント制度に係る収益認識

付与した自社ポイントの利用による売上値引について、従来は、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上する方法を採用し、ポイント引当金の繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は66,563千円減少し、販売費及び一般管理費は56,302千円減少しております。これらに伴い、営業損失は10,261千円増加、経常利益は10,261千円減少、税金等調整前当期純損失は10,261千円増加しております。

また、利益剰余金の当期首残高は10,260千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」に表示しております。

②時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」（前連結会計年度9,023千円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	3,627,659千円
減損損失	61,197千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、2期連続で営業損益の実績がマイナスとなった場合、店舗固定資産の時価が著しく下落した場合又は閉店の意思決定を行った場合等に減損の兆候があるものと判定しております。兆候が識別された店舗に関して、店舗予算を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識が必要と判断した店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失を計上することとしております。

減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、売上高成長率、売上原価率、人件費率及び新型コロナウイルス感染症の収束時期等の主要な仮定が含まれております。

新型コロナウイルス感染症の動向が引き続き懸念され、先行は未だ不透明なまま推移すると予想されますが、今後の見通しにつきましては、感染症法上の第5類に引き下げられる等の要因により、徐々に回復に向かうことが期待されます。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、翌連結会計年度期首は一定の影響が継続しますが、感染症法上の第5類に引き下げられる等の要因により、業績は徐々に回復に向かうものと仮定し、減損損失の認識の判定等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が長期化した場合には、翌連結会計年度以降の会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,857,847千円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	240,215千円
土地	1,392,422
計	1,632,637千円

(上記に対応する債務)

一年内返済予定長期借入金	320,000千円
長期借入金	555,000
計	875,000千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、今後の事業展開における資金需要に対し、安定的かつ機動的な資金調達を行うため、主要金融機関5行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	500百万円
計	500百万円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度の借入金の一部には、主に利益維持条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触する借入金はございません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

連結会計年度末日の発行済株式の総数 普通株式 6,021,112株

(2) 自己株式に関する事項

連結会計年度末日の自己株式数 13,756株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、原則として買掛金や未払金等の支払いに必要な運転資金及び設備投資資金は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の範囲内で賄う方針であります。不足する場合につき、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金・保証金、長期貸付金は、主に店舗の賃貸借契約に対するものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金・保証金、長期貸付金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、不要な借入は行わず借入金を圧縮することを基本とした上で、金利動向をふまえ、ペナルティの発生しない金利更改時にあわせて期限前償還等の対応を取ることにしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行することができなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適正な範囲に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 敷金及び保証金	525,796	523,993	△1,802
② 長期貸付金 (1年内回収予定分を含む)	71,090	—	—
貸倒引当金 (*1)	△17,219	—	—
	53,871	56,662	2,791
資 産 計	579,667	580,656	989
① 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	3,030,761	2,947,539	△83,221
負 債 計	3,030,761	2,947,539	△83,221

(*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (千円)
投資有価証券	283
出資金	505

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,275,500	—	—	—
売掛金	91,650	—	—	—
敷金及び保証金	311,616	108,570	54,888	50,721
長期貸付金(*1)	22,952	42,158	4,624	1,355
合 計	1,701,719	150,729	59,512	52,077

(*1)1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	87,500	—	—	—	—	—
長期借入金(*1)	809,235	621,484	294,456	178,640	83,640	1,043,305

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

9. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に係る事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年2月28日)

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
敷金及び保証金	—	523,993	—
長期貸付金	—	56,662	—
資産計	—	580,656	—
長期借入金	—	2,947,539	—
負債計	—	2,947,539	—

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、貸借期間等に近似する国債の利回りで割り引いた現在価値をもとに算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価はその将来キャッシュフローを貸借期間等に近似する国債の利回りで割り引いた現在価値をもとに算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 220円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 10円21銭 |

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益はレストラン事業のみであり、他の事業の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	53,877
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	91,650
契約負債（期首残高）	13,139
契約負債（期末残高）	24,952

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は顧客に付与したポイントを履行義務として識別して計上し、ポイント利用に伴い収益として認識しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は13,139千円であります。また、契約負債の増減は、ポイントの付与及び収益の認識により生じたものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当期に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

13. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社ネットワークサービスを吸収合併しております。

(1)取引の概要

①被合併企業の名称及びその事業の内容

被合併企業の名称	株式会社ネットワークサービス
事業の内容	不動産業

②企業結合日

2022年3月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ネットワークサービスを消滅会社とする吸収合併

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併、株式会社ネットワークサービスにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認の株主総会は開催しておりません。

④結合後企業の名称

株式会社カルラ

⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて、株式会社ネットワークサービスは不動産部門を取り扱っておりますが、経営資源の集中による一層の経営の効率化を図るため、吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,679,389	流 動 負 債	1,483,813
現金及び預金	1,273,667	買掛金	138,561
売掛金	90,885	短期借入金	87,500
商品及び製品	181,174	一年内返済予定長期借入金	801,879
原材料及び貯蔵品	22,716	未払金	59,036
前払費用	61,297	未払費用	183,463
その他	49,647	未払法人税等	31,364
固 定 資 産	3,594,062	未払消費税等	95,752
有 形 固 定 資 産	2,872,500	預り金	7,587
建築物	927,076	賞与引当金	19,722
構築物	28,584	資産除去債務	3,743
機械及び装置	17,725	契約負債	24,952
車両運搬具	14,346	店舗閉鎖損失引当金	16,332
工具器具及び備品	46,407	その他	13,917
土地	1,838,359	固 定 負 債	2,401,081
無 形 固 定 資 産	113,012	長期借入金	2,147,948
借地権	95,039	長期預り敷金保証金	70,759
その他	17,973	資産除去債務	156,943
投資その他の資産	608,549	その他	25,430
投資有価証券	283	負 債 合 計	3,884,895
出資金	495	純 資 産 の 部	
関係会社株式	800	株 主 資 本	1,380,175
長期貸付金	48,138	資本金	50,000
関係会社長期貸付金	30,280	資本剰余金	1,367,846
敷金及び保証金	525,796	その他資本剰余金	1,367,846
長期前払費用	11,165	利益剰余金	△8,056
その他	8,811	その他利益剰余金	△8,056
貸倒引当金	△17,219	繰越利益剰余金	△8,056
資 産 合 計	5,273,451	自己株式	△29,615
		新 株 予 約 権	8,381
		純 資 産 合 計	1,388,556
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,273,451

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,046,717
売 上 原 価		1,864,506
売 上 総 利 益		4,182,211
販売費及び一般管理費		4,193,783
営 業 損 失		11,572
営 業 外 収 益		142,764
受 取 利 息	2,900	
協 賛 金 収 入	9,345	
受 取 賃 貸 料	75,871	
助 成 金 収 入	35,547	
そ の 他	19,098	
営 業 外 費 用		121,226
支 払 利 息	36,903	
賃 貸 費 用	66,323	
支 払 手 数 料	14,828	
そ の 他	3,171	
経 常 利 益		9,964
特 別 利 益		119,370
固 定 資 産 売 却 益	41,682	
ポ イ ン ト 失 効 益	8,709	
新 株 予 約 権 戻 入 益	493	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	68,486	
特 別 損 失		99,453
店 舗 閉 鎖 損 失	35,571	
減 損 損 失	61,197	
固 定 資 産 除 却 損	22	
そ の 他	2,662	
税 引 前 当 期 純 利 益		29,882
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,142	
法 人 税 等 調 整 額	△7,464	27,678
当 期 純 利 益		2,203

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年3月1日残高	50,000	2,162,544	2,162,544	18,848	66,500	△880,046
会計方針の変更による累積的影響額			—			△10,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	2,162,544	2,162,544	18,848	66,500	△890,306
事業年度中の変動額						
欠 損 填 補		△794,697	△794,697	△18,848	△66,500	880,046
当 期 純 利 益			—			2,203
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—			
事業年度中の変動額合計	—	△794,697	△794,697	△18,848	△66,500	882,249
2023年2月28日残高	50,000	1,367,846	1,367,846	—	—	△8,056

	株主資本			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
	利益剰余金 合計				
2022年3月1日残高	△794,697	△29,615	1,388,231	8,874	1,397,105
会計方針の変更による累積的影響額	△10,260		△10,260		△10,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	△804,957	△29,615	1,377,971	8,874	1,386,845
事業年度中の変動額					
欠 損 填 補	794,697		—		—
当 期 純 利 益	2,203		2,203		2,203
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—	△493	△493
事業年度中の変動額合計	796,901	—	2,203	△493	1,710
2023年2月28日残高	△8,056	△29,615	1,380,175	8,381	1,388,556

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法によっております。

③ 棚卸資産

・製 品：総平均法による原価法によっております。

・商 品：最終仕入原価法による原価法によっております。

・原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

・1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

・2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

・2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内の利用可能期間（5年）にわたり償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金…… 店舗の閉鎖による損失に備えるため、当連結会計年度末における閉鎖決定店舗の閉店時に発生すると認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品販売及び役務提供

店舗における飲食サービスの提供については、顧客にフード及びドリンクを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

また、顧客に対し飲食代金に応じてポイントを付与しており、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

①収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

純額による収益認識

クーポン等の利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

自社ポイント制度に係る収益認識

付与した自社ポイントの利用による売上値引について、従来は、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上する方法を採用し、ポイント引当金の繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は66,563千円減少し、販売費及び一般管理費は56,302千円減少しております。これらに伴い、営業損失は10,261千円増加、経常利益は10,261千円減少、税引前当期純利益は10,261千円減少しております。

また、利益剰余金の当期首残高は10,260千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」として「流動負債」に表示しております。

②時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」（前事業年度9,023千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産	3,594,062千円
減損損失	61,197千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

【連結注記表】5. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,727,839千円

(2) 担保に供している資産

建 物	240,215千円
土 地	1,392,422
計	1,632,637千円

(上記に対応する債務)

一年内返済予定長期借入金	320,000千円
長期借入金	555,000
計	875,000千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社亘理ファーム 72,204千円

(4) 関係会社に対する金銭債務

買 掛 金 5,018千円

(5) 取締役に対する金銭債務

長期未払金 10,400千円

(6) コミットメントライン契約

当社は、今後の事業展開における資金需要に対し、安定的かつ機動的な資金調達を行うため、主要金融機関5行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	500百万円
借入未実行残高	500百万円

(7) 財務制限条項

当事業年度の借入金の一部には、主に利益維持条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触する借入金はございません。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額 54,766千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	13,756	—	—	13,756

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金	7,703
契約負債(ポイント引当金)	8,378
店舗閉鎖損失引当金	5,484
減損損失	207,643
資産除去債務	53,958
貸倒引当金	5,782
長期未払金(役員退職慰労金否認)	3,492
繰越欠損金	338,652
借地権償却	3,972
その他	4,211
小計	639,280千円
評価性引当額	639,280千円
繰延税金資産合計	一千万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	4,509千円
その他	一千万円
繰延税金負債合計	4,509千円
繰延税金資産の純額	△4,509千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.09
抱合せ株式消滅差益	△76.96
住民税均等割等	117.60
評価性引当額の増減額	22.61
連結子会社吸収合併による影響	△17.98
その他	△0.32
税効果会計適用後の法人税等の負担率	92.62%

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 減損損失に関する注記

当事業年度において当社は、以下の減損損失を計上しております。

店舗名	種類	金額
遊休資産（1件）	土地	38,926千円
営業店舗（18店舗）	建物、構築物、及び工具、器具及び備品	22,271千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングし減損損失の認識を行っております。その結果、撤退の意思決定がなされた店舗及び収益性が著しく低下した店舗について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 229円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円37銭 |

13. 収益認識に関する注記

顧客の契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類 個別注記表 注記事項 2.重要な会計方針に係る事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社カルラ

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 御 器 理 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カルラの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カルラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社カルラ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 御 器 理 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カルラの2022年3月1日から2023年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月18日

株式会社カルラ 監査役会

常勤監査役 白石 廣 行 ㊟

社外監査役 永山 勝 教 ㊟

社外監査役 中田 孝 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	いの うえ よし ゆき 井上善行 (1958年8月15日)	1988年10月 当社入社 1989年4月 同取締役 2002年9月 同常務取締役社長室長 2006年5月 同専務取締役能力開発担当 2010年5月 同専務取締役営業企画担当 2011年5月 同専務取締役専門店営業部担当 2012年12月 同専務取締役企画本部担当 2013年5月 同代表取締役社長(現任)	78,032株
2	い と う しん いち 伊藤真市 (1959年4月2日)	2004年5月 当社入社 2004年8月 同総務部長 2007年5月 同執行役員総務部長 2009年5月 同取締役管理本部担当 2013年5月 同常務取締役管理本部担当 2015年5月 同常務取締役営業本部担当 2017年3月 同常務取締役管理本部長 2017年5月 同専務取締役管理本部長 2018年3月 同専務取締役経営企画室長 2019年3月 同専務取締役管理本部長(現任)	20,000株
3	きく ち きみ とし 菊池公利 (1956年1月5日)	1978年7月 当社入社 2007年2月 同執行役員供給本部長 2008年7月 同執行役員商品開発室長 2016年5月 同取締役商品供給本部長 2018年3月 同取締役営業本部長 2019年3月 同取締役商品本部長(現任)	42,294株
4	いの うえ じゅん こ 井上純子 (1967年11月16日)	2013年10月 株式会社アセットシステム代表取締役社長就任(現任) 2022年5月 当社取締役就任商品開発室担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アセットシステム 代表取締役社長	339,628株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	はな だて いたる 花 館 達 (1963年8月6日)	1990年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1994年3月 公認会計士登録 2007年12月 同退社 2008年1月 花館公認会計士事務所設立 所長(現任) 2010年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 花館公認会計士事務所所長	—
6	さい とう しん いち 齋 藤 信 一 (1941年10月10日)	1981年12月 税理士試験合格 1982年4月 齋藤信一税理士事務所 開設 1983年10月 有限会社齋藤経営設立 代表取締役就任(現任) 2003年5月 行政書士登録 2018年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社齋藤経営 代表取締役	400株

- (注) 1. 各候補者と、当社との特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者井上純子氏は、2022年2月に逝去した代表取締役会長井上修一氏の長女で、代表取締役社長井上善行氏の配偶者であります。また、株式会社アセットシステムの取締役を兼務しており、同社は当社の主要株主であります。
3. 花館達氏、齋藤信一氏は、社外取締役の候補者であります。花館達氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び財務に関する相当程度の知識と豊富な経験を有していることから、財務全般に関する助言等をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって13年となります。齋藤信一氏は、税理士として長く活躍されており、税務に関する豊富な経験と見識を有しており、また会社経営者として経営全般に関する助言等をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、取締役花館達氏を、東京証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、東條信義氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、井上秀人氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	とうじょう のぶよし 東條 信義 (1958年1月20日)	2001年11月 当社入社 2007年6月 同営業部スーパーバイザー 2014年3月 同物流部長 2019年3月 同内部監査室長(現任)	1,600株
2	いのうえ ひでと 井上 秀人 (1955年8月24日)	1979年4月 積水ハウス株式会社入社 2003年8月 同仙台シャーウッド住宅営業所所長 2013年4月 積和不動産東北株式会社(現積水ハウス不動産東北株式会社)取締役仲介事業部長 2020年4月 同業務役員不動産開発事業部長 2021年4月 同不動産開発営業部長 2023年3月 同退職	—

(注)1. 両候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 東條信義氏は、当社内での業務経験が豊富であり、また現在は内部監査室長として当社の内部監査に精通しており、当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者としております。

3. 井上秀人氏は、補欠社外監査役候補者であります。

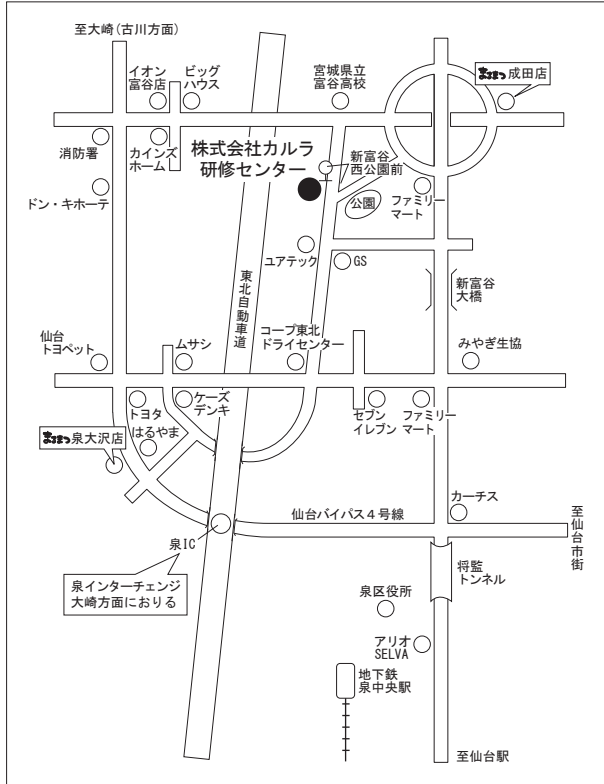
井上秀人氏は、企業経営経験者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外監査役として適任であると判断し、補欠社外監査役候補者としております。

4. 井上秀人氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：株式会社カルラ本社研修センター
宮城県富谷市成田九丁目2番地9



- お車の場合
東北自動車道泉ICから約5分
仙台駅から(11キロ)約25分
- 電車の場合
仙台駅⇒泉中央駅 地下鉄にて約15分
泉中央駅⇒カルラ本社 バスにて約20分/タクシーにて約10分
- 地下鉄泉中央駅からバスに乗る場合
宮城交通5番バス乗り場(バス時刻 午前9時7分)
新富谷ガーデンシティ行きバス 新富谷西公園前下車